

特定小規模施設用自動火災報知設備- 西日本防災システム

設置基準

1

1 設置対象となる防火対象物

自動火災報知設備に代えて**特定小規模施設用自動火災報知設備**を設置することができる防火対象物又はその部分は以下の通りです。

防火対象物の区分	特定小規模施設用自動火災報知設備が設置可能な対象物
2項ニ 6項口	延面積300㎡未満(特定1階段防火対象物を除く)
16項イ	延面積300㎡未満で、かつ、2項ニ又は6項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満(特定1階段防火対象物を除く)

※ 特定1階段防火対象物

避難階以外の地階又は3階以上の階に特定用途部分があり、当該階から避難階又は地上に直通する階段が1(屋外階段を除く)の対象物

2 警戒区域

自動火災報知設備設置基準 **警戒区域** を準用してください。

3 感知器

- 次に掲げる場所の天井又は壁(アに掲げる場所(床面積が30㎡以下のものに限る。)の壁に限る。)の屋内に面する部分(天井のない部分にあっては屋根又は壁の屋内に面する部分)に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。
 - ア 居室及び床面積が2㎡以上の収納室
 - イ 倉庫、機械室その他これらに類する室
 - ウ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの(2項ニ又は16項イの防火対象物のうち2項ニの用途に供される防火対象物の内部に設置されている場合に限る。)
- 感知器は規則第23条第4項各号(1号ハ、4号から5号まで、7号ニ、7号2、3、5、6、及び9号を除く)及び同条第5項から第7項、第24条第7号及び第24条の2第2号の規定の例によるほか、次により設けること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



特定小規模施設用自動火災報知設備- 西日本防災システム

設置基準

2

- ア 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。なお、定温式の感知器を壁面に設置する場合は、公称作動温度が65度以下で、特種のものを用いること。
- 1 壁又は梁から0.4m以上はなれた天井の屋内に面する部分。
 - 2 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分。
- イ 煙感知器は天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。
- 1 壁又は梁から0.6m以上はなれた天井の屋内に面する部分。
 - 2 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分。
- ウ 熱煙複合式スポット型感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、その有する種別及び取付面の高さに応じて 13自動火災報知設備第13-6表及び第13-13表で定める床面積のうち最も大きい床面積に付き1個以上の個数を火災を有効に感知するように設け、かつ、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。
- 1 壁又は梁から0.6m以上はなれた天井の屋内に面する部分。
 - 2 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分。
- エ 特定小規模施設のうち6項口に存する台所は 自動火災報知設備4(3)第13-2表備考中の「厨房、調理室等で高湿度となる恐れのある場所に設ける感知器は防水型を使用すること」とある場所に原則該当しないものとして取り扱うこと。

4 中継器

自動火災報知設備設置基準 **中継器** を準用してください。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



5 配線

自動火災報知設備設置基準を準用するほか、配線が感知器または発信機から外れ、又は断線した場合にはその旨を確認できるように、次のいずれかの措置がされていること。

- ① 受信機において断線等が確認出来ること。
- ② 連動型警報機能付感知器を用い、受信機を設けないものは連動型警報機能付感知器自体に断線等が合った場合、電源灯の消灯等により断線等が確認出来ること。
- ③ 送り配線方式にし、容易に導通試験をすることができること。

6 無線式自動火災報知設備

無線式自動火災報知設備を設ける場合は **自動火災報知設備 基準**を準用してください。

7 受信機

自動火災報知設備受信機を準用してください。但し全ての感知器が連動型警報機能付感知器であって警戒区域が1の場合には、受信機を設けないことができる。

8 電源

電池以外から供給される電力を用いる場合にあっては、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとり、当該電力を用いない場合にあっては電池を用いること。但し電池以外から供給される電力を用いる場合において、当該電力が正常に供給されていることが確認出来るときは、当該電源は分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとることができる。

9 非常電源

自動火災報知設備 基準を準用してください。但し受信機を設けない場合で、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの電池を非常電源とすることができる。

- ① 連動型警報機能付感知器の電源に電池を用いる場合



特定小規模施設用自動火災報知設備- 西日本防災システム

設置基準

4

4 中継器

自動火災報知設備設置基準を準用してください。

5 配線

自動火災報知設備設置基準を準用するほか、配線が感知器または発信機から外れ、又は断線した場合にはその旨を確認できるように、次のいずれかの措がされていること。

- ① 受信機において断線等が確認出来ること。
- ② 連動型警報機能付感知器を用い、受信機を設けないものは連動型警報機能付感知器自体に断線等が合った場合、電源灯の消灯等により断線等が確認出来ること。
- ③ 送り配線方式にし、容易に導通試験をすることができること。

6 無線式自動火災報知設備

無線式自動火災報知設備を設ける場合は **自動火災報知設備 基準**を準用してください。

7 受信機

自動火災報知設備 基準を準用してください。但し全ての感知器が連動型警報機能付感知器であって警戒区域が1の場合には、受信機を設けないことができる。

8 電源

電池以外から供給される電力を用いる場合にあつては、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとり、当該電力を用いない場合にあつては電池を用いること。但し電池以外から供給される電力を用いる場合において、当該電力が正常に供給されていることが確認出来るときは、当該電源は分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとることができる。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



特定小規模施設用自動火災報知設備- 西日本防災システム

設置基準

5

9 非常電源

自動火災報知設備 基準を準用してください。但し受信機を設けない場合で、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの電池を非常電源とすることができる。

① 連動型警報機能付感知器の電源に電池を用いる場合

電池の電圧が連動型警報機能付感知器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨を72時間以上点滅表示等により自動的に表示し又は音響により伝達したのち、1分間以上有効に作動できるもの。

② 連動型警報機能付感知器の電源が電池以外から供給される電力を用いる場合

電源が停電した後、連動型警報機能付感知器を10分間以上有効に作動することができる容量の電池が設けられているもの(電源が停電した場合、自動的に電源から非常電源に切り替えられ、電源が復旧した時自動的に非常電源から電源に切り替えられるものに限る。)

10 地区音響装置

地区音響を設ける場合は**自動火災報知設備 基準**を準用してください。

11 発信機

発信機」を設ける場合は**自動火災報知設備 基準**を準用してください。



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

